

「南砺市農業人材活躍促進重点事業補助金」の概要

高齢化等の進行によりマンパワー不足が顕在化している農業現場において、新たな人材を確保・育成し、持続的な営農体制を構築するため、多様な人材が農業参入しやすい環境づくりを進めるとともに、スキルアップや経営開始後の収入不安定期の生活支援を通して活躍できる土台を整えることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付（事業年度：令和5～7年度）します。

1. 雇用創出奨励事業補助金

雇用就農を促進！



【趣旨】

市内に住所を有する者を農業法人等経営体（主たる事務所を本市に置くもの）が新たに雇用した場合（令和5年4月1日以後に6箇月以上雇用）、各々に対し補助金を交付するもの

【対象年齢】 18歳以上34歳以下

35歳以上64歳以下

【補助金】 20万円/人

10万円/人

雇用主へも10万円/経営体

2. 民間賃貸住宅家賃支援事業補助金

【趣旨】

農業法人等経営体（主たる事務所を本市に置くもの）に令和5年4月1日以後新たに雇用された市内に住所を有する者が市内の民間賃貸住宅に入居した場合、法人等雇用就農者に対し補助金を交付するもの

※1・2いずれも、当該農業法人等経営体の代表者の親族（3親等以内）は除く。

【対象年齢】 18歳以上64歳以下

【補助金】 上限24万円/年（3年間）

家賃から住居手当を控除した額の1/2（上限2万円/月）

3. 集落営農組織リーダー・オペレーター養成事業補助金

マンパワーの発掘！

【趣旨】

集落営農組織のマンパワーを強化するため、集落営農組織が負担する各種免許取得又は研修受講に係る費用（以下「養成事業補助対象経費」という）の一部を助成するもの

【補助金】 上限10万円 養成事業補助対象経費の1/2

（各集落営農組織から推薦できる養成事業対象者は各年度1人まで）



4. 集落営農組織・新規就農者連携支援事業補助金

連携の強化！

【趣旨】

新たに自らの農業経営を始めた者が、集落営農組織でも活動し、両方を合わせて農業の担い手としての所得を確保する活動を支援するもの

【対象年齢】 18歳以上64歳以下（経営開始資金（国事業）の交付を受けていないこと）

【補助金】 上限75万円/年



5. 継業奨励事業補助金

財産を未来へ継承！

【趣旨】

市内に住所を有する者（後継者）に農業経営体（承継者）が耕作面積の過半を事業継承し、経営の継業が認められる場合、各々に対し補助金を交付するもの

【対象年齢】 18歳以上34歳以下

35歳以上64歳以下

【補助金】 20万円/人

10万円/人

施設等改修 上限100万円 改修費の1/2

承継者へも10万円/経営体



農業人材活躍



【担当】 南砺市 農政課 農政係

〒939-1692

南砺市荒木1550番地

TEL 0763-23-2016

FAX 0763-52-6348